

令和7年5月1日から



盛土等には事前の**許可**または**届出**が必要です

- ☑ 盛土等による災害から人命を守るため、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。
- ☑ 盛土規制法では、盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域に指定することとしています。
- ☑ 宮崎県では令和7年5月1日に規制区域を指定し、規制を開始するので、裏面に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可または届出が必要となります。

宮崎県の規制区域

宮崎県内ほぼ全域※中核市である宮崎市の規制区域は宮崎市が指定

宮崎県は、保全対象のない一部の無人島を除き、県内全域※を次の2つの規制区域のいずれかに指定します。
※中核市である宮崎市は、宮崎市が区域指定を行います。

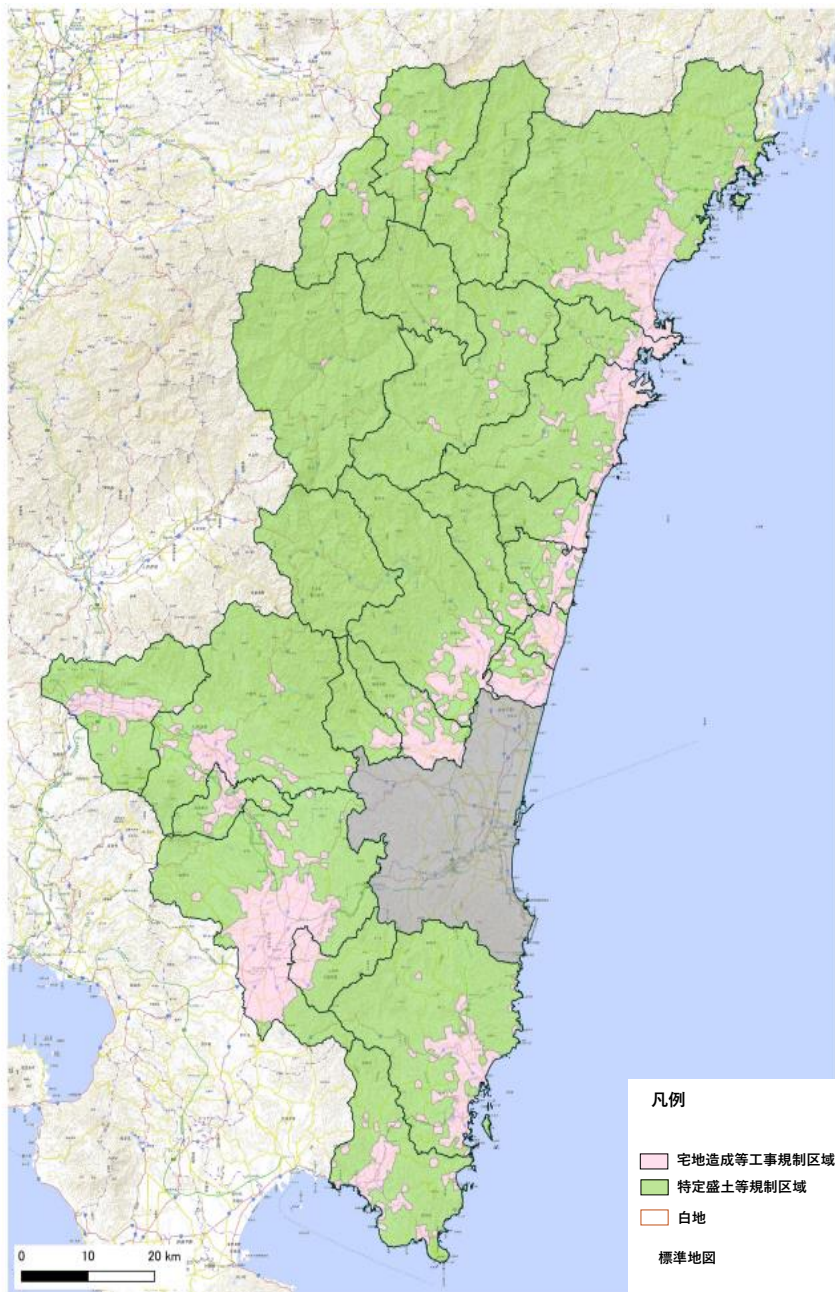
〈宅地造成等工事規制区域〉

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

〈特定盛土等規制区域〉

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

規制区域の詳細は、下記の二次元コードから宮崎県ホームページにアクセスして、ご確認ください。



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図

許可・届出の対象となる盛土の規模

▶許可対象

赤字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖*を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの (①~④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの
イメージ図		

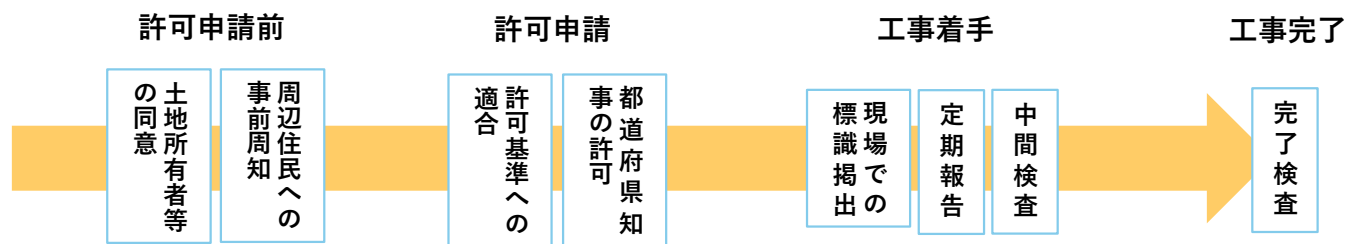
▶届出対象

〈特定盛土等規制区域のみ〉 ①~⑦の **赤字** 規模のもの

▶前記以外の届出対象

規制区域指定日に現に **赤字** 規模の工事を行っている場合は、**令和7年5月21日** **まで**に県（宮崎市内の盛土等については宮崎市）に届出が必要です。

手続きの主な流れ



重要!!

- 規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等*が常にその土地を安全な状態に維持する必要があります。
*「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。
- 無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります。
最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
法人に対しては最大3億円以下

お問い合わせ

宮崎県 県土整備部 技術企画課 技術調整担当

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

TEL : 0985-26-7178

規制区域の詳細はこちらの二次元コードからご確認ください。

宮崎県 盛土規制法

検索

宮崎県HP

